

危険コンクリートブロック塀等の 除却工事の補助金のご案内



松戸市
建築指導課
令和7年度版

松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助要綱の概要

地震発生時における危険コンクリートブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険コンクリートブロック塀等の除却費用の一部について補助を行います。

1.申請受付期間

令和7年5月7日(水)～令和7年11月28日(金)

＜注意事項＞

- 予算額に達し次第受付を締切らせていただきます。
- 補助金を受けるにあたっては、建築指導課と事前相談が必要となります。
- 除却工事に係る契約を締結する前に、必ず補助金交付申請書を提出してください。契約後では補助金は交付できません。
- 申請後の審査には期間を要しますので、余裕を持った計画を立ててください。
- 令和8年1月15日までに実績報告書が提出できる見込みがあるものに限りです。

2.補助対象となる危険コンクリートブロック塀等

市内にある危険コンクリートブロック塀等で、以下のすべてに該当するものとなります。

1. コンクリートブロック造、石造、れんが造等の構造であること。
2. 建築基準法第42条第1項及び第2項に規定する道路に面していること。
3. 職員による現地調査により、地震によって倒壊した場合において、市民の生命、身体を害し、又はその敷地に接する道路等の通行を妨げ、市民の円滑な避難等を困難とさせるおそれがあると市長が認めたもの。

3.補助対象者

以下のすべてに該当する者となります。

1. 危険コンクリートブロック塀等を所有していること。
2. 土地又は建物の販売を目的としていないこと。
3. 既にこの要綱又はこの要綱と同趣旨の補助金の交付を受けていないこと。
4. 市税を滞納していないこと。

※所有者が複数いる場合は、代表者を選任してください。

4.補助対象事業

事前相談の結果、危険コンクリートブロック塀等であると認められたものを除却する工事に対し、補助金の交付が受けられます。

基礎まで含めて、全て除却していただきます。ただし、別構造の土留めや擁壁については、安全性を確認していただいた場合は除却する必要はありません。

門柱の除却工事は補助対象外となります。

※注意事項※

- ①新たに塀等を築造する場合は、法律を遵守してください。
- ②道路の種別によっては、前面道路のセットバックが必要となり、同じ位置に塀等(植栽等も含みます)が築造できない可能性があります。
- ③既存の土留めや擁壁を残す場合には、その安全性を確認していただき、コンクリートブロック塀等や門柱は築造せず、独立基礎のフェンス等を内側に築造してください。また、がけ(地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、高さ2mを超えるもの)の上にもコンクリートブロック塀等や門柱は築造しないでください。
- ④ブロック塀等除却によって道路に影響を及ぼす場合には、事前に道路管理者と協議を行ってください。
- ⑤道路内にブロック塀等が設置されている場合には、事前に道路管理者と協議を行ってください。

5.事業者について

職員による現地調査により補助の対象となる連絡を受けた後に、工事業者に図面と見積書の作成を依頼してください。

依頼する工事業者は、次のいずれかの要件を満たしているものになります。

1. 建設業法の許可(建築工事業)を受けていること。
2. 建設業法の許可(土木工事業)を受けていること。
3. 建設業法の許可(解体工事業)を受けていること。
4. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による千葉県知事の登録を受けていること。

※松戸市内の工事業者でなくても補助を受けられます。

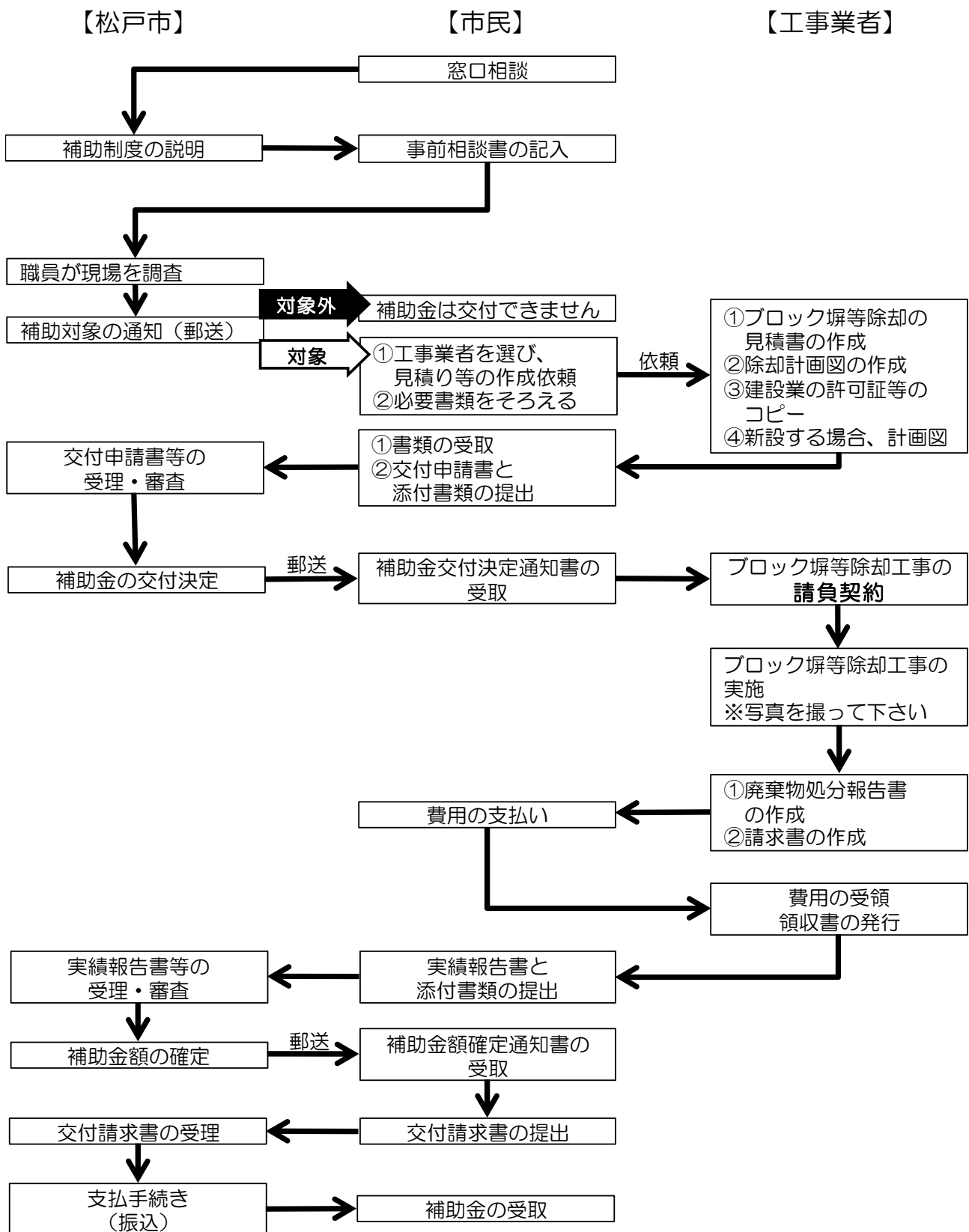
6.補助金額

以下の2つの額のうち、いずれか少ない額となります。(千円未満は切り捨てです。)

1. 危険コンクリートブロック塀等の除却工事に要する経費の合計額
2. 危険コンクリートブロック塀等の長さ(横方向)に1メートル当たり15,000円を乗じて得た額

ただし、**上限額は200,000円**とします。

7.手続きの流れ



※変更・中止が生じた場合は事前にご相談の上、別途申請をしてください。

書類等作成は、次のページをご覧ください。

8.提出書類

!!職員による現地調査の結果、対象であると連絡を受けた方のみ提出してください!!

1. 松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付申請書(第1号様式)

- ①除却する予定の危険コンクリートブロック塀等がわかる図面(5ページ参照)
※道路に面する危険コンクリートブロック塀等の長さ、高さ、道路種別、道路幅員等を記入してください。
- ②除却後に塀又は門柱を築造する計画がある場合、当該計画図(5ページ参照)
※道路に面する危険コンクリートブロック塀等の長さ、高さ、道路種別、道路幅員、境界ライン等を記入してください。
また、道路後退が発生する場合、後退寸法も記入してください。
- ③補助対象となる除却工事に要する見積書の写し(税込金額)
※別構造の土留め、フェンス等を一緒に除去する場合、見積書は分けて作成してください。
- ④土地または建物の登記事項証明書 ⇒ 法務局で取得できます。
- ⑤申請者の納税証明書 ⇒ 新館2階収納課で取得できます。(支所では取得できません。)
※取得する際、納税証明書交付申請書の「☐その他」にチェックをしていただき、()内に“滞納なし”と記入してください。
- ⑥工事業者の建設業法の許可証の写し、もしくは千葉県解体工事業登録通知の写し
(要件の詳細は「5.事業者について」参照)
- ⑦口座振替払申出書
- ⑧委任状(工事業者に委任する場合)
- ⑨委任状(所有者が2人以上いる場合)
- ⑩その他市長が必要と認める書類

2. 松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金実績報告書(第5号様式)

- ①工事着手前、工事施工中、工事完了後の状況を示す写真
- ②廃棄物の処分報告書(原則、マニフェスト伝票(E票)の写し)
- ③契約書の写し(税込金額)
※別構造の土留め、フェンス等を除去する場合、契約書を分けて作成するか、もしくは内訳にて分けて記載してください。その場合、内訳金額も税込金額で記載してください。
- ④領収書の写し(税込金額)
※別構造の土留め、フェンス等を除去する場合、領収書は分けて作成してください。
- ⑤その他市長が必要と認める書類

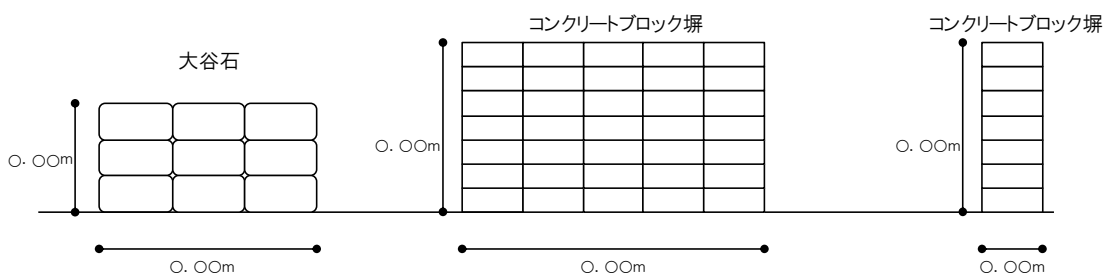
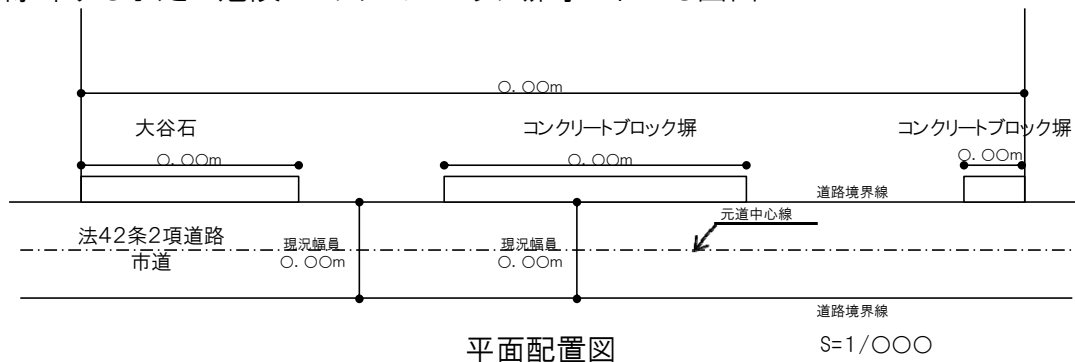
3. 松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付請求書(第7号様式)

添付書類はありません。

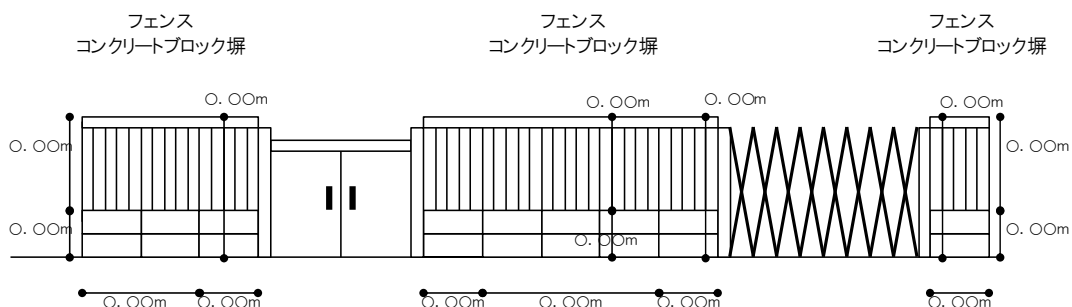
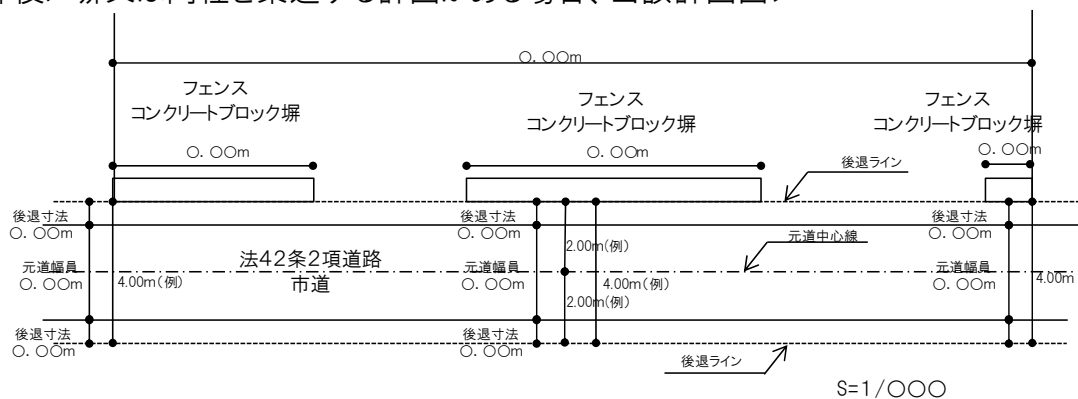
9.申請書等作成について

1. 図面作成例

＜除却する予定の危険コンクリートブロック塀等がわかる図面＞



＜除却後に塀又は門柱を築造する計画がある場合、当該計画図＞



※図面作成者の連絡先を明記してください。

2. 申請書等の記入例

松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付申請書(第1号様式)

第1号様式

(用紙規格 J I S A 4)

松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

住 所

氏 名

電話番号

押印不要です。

松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金の交付を受けたいので、松戸市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

補助対象事業の目的 及び内容	松戸市危険コンクリートブロック塀等の除却事業		
経 費 所 要 総 額	税込金額を記載してください。 円		
交 付 申 請 額	千円未満は切り捨ててください。 円		
補 助 対 象 事 業 所 在 地 ※地番表記	松戸市		
危 険 コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 塀 等	道路等に面する敷地の距離 除却する塀等の距離 除却する塀等の高さ	小数点第2位まで記入し、 3位は切り捨ててください。	
着 手 及 び 完 了 予 定 年 月 日	着手予定年月日	年	月 日
	完了予定年月日	年	月 日
添 付 書 類	1. 除却する予定の危険コンクリートブロック塀等がわかる図面 2. 除却後に塀又は門柱を築造する計画がある場合にあっては、当該計画図 3. 案内図 4. 見積書の写し(税込金額) 5. 土地または建物の登記事項証明書 6. 申請者の納税証明書 7. 解体業者の建設業法の許可証の写し、もしくは千葉県解体工事業登録通知の写し 8. 口座振替払申出書 9. 委任状(所有者が2人以上いる場合) 10. その他市長が必要と認める書類		

松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金実績報告書(第5号様式)

第5号様式

(用紙規格 J I S A 4)

松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

住 所
氏 名
電話番号

押印不要です。

年 月 日付け 第 号 により補助金の交付の決定のあった松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金について、松戸市補助金等交付規則第11条の規定により次のとおり報告します。

郵送で届いた「松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付決定通知書」の右上の番号と日付を記入してください。

1 補助対象事業の所在地 松戸市

2 事業期間

着手 年 月 日

完了 年 月 日

3 補助金の交付決定額 千円未満切り捨ててください。 円

添付書類

1. 工事着手前、工事施工中、工事完了後の状況を示す写真
2. 廃棄物の処分報告書
3. 契約書の写し(税込金額)
4. 領収書の写し(税込金額)
5. その他市長が必要と認める書類

松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付請求書(第7号様式)

第7号様式

(用紙規格 J I S A 4)

松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

住 所
氏 名
電話番号

押印が必要になります。

印

年 月 日付け 第 号 をもって額の確定のあった松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金について、松戸市補助金等交付規則第14条の規定により、次のとおり請求します。

郵送で届いた「松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金額決定通知書」の右上の番号と日付を記入してください。

交付請求額

税込金額を記載してください。 円

添付書類はありません。

<お問い合わせ>

松戸市街づくり部建築指導課
TEL047-366-7368